



# 宮 崎 県 公 報

平成24年 4 月23日 (月曜日) 第 2381 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定解除の予定の通知…………… ( " ) 1

頁

- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( " ) 2
- 歳入の徴収の事務の委託 (2件) …………… (教育庁) 3

### 公 告

- 指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更について… (市町村課) 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 325号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年 4 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字矢立尻2596-25 (次の図に示す部分に限る。)
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 326号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年 4 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 都城市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
  - 3 解除の理由 指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 327号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律 (平成12年法律第57号) 第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年 4 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 城 市	深 谷	I - 1 - 0533	急傾斜地の崩壊
	宮 前	I - 1 - 0534	急傾斜地の崩壊
	西 岳 中	I - 1 - 3175	急傾斜地の崩壊
	和田敷-1	I - 1 - 3176	急傾斜地の崩壊
	西岳小前-1	I - 1 - 3180	急傾斜地の崩壊
	長 遊 園	I - 1 - 3180-新①	急傾斜地の崩壊
	永 野	I - 1 - 0624	急傾斜地の崩壊
	王 子 山	I - 1 - 0625	急傾斜地の崩壊
	麓 - 1	I - 1 - 3235	急傾斜地の崩壊
	四 家	I - 1 - 0667	急傾斜地の崩壊
	様ヶ野-1	I - 1 - 3252	急傾斜地の崩壊
	様ヶ野-4	II - 1 - 5122	急傾斜地の崩壊
養 野 - 3	II - 1 - 5126	急傾斜地の崩壊	
田 中	I - 1 - 0689	急傾斜地の崩壊	

	乙 守	I-1-0690	急傾斜地の崩壊		和田敷-1	I-1-3176	急傾斜地の崩壊
	毘沙丸-3	II-2-0362	急傾斜地の崩壊		西岳小前-1	I-1-3180	急傾斜地の崩壊
	下新田	I-1-0712	急傾斜地の崩壊		長遊園	I-1-3180-新①	急傾斜地の崩壊
	荒 場	I-1-0723	急傾斜地の崩壊		永 野	I-1-0624	急傾斜地の崩壊
	高 崎 中	I-1-3272	急傾斜地の崩壊		王 子 山	I-1-0625	急傾斜地の崩壊
	上新田-1	I-1-3273	急傾斜地の崩壊		麓 - 1	I-1-3235	急傾斜地の崩壊
	上新田-3	I-1-3275	急傾斜地の崩壊		四 家	I-1-0667	急傾斜地の崩壊
	高野谷	04-202-1-019	土 石 流		様ヶ野-1	I-1-3252	急傾斜地の崩壊
三股町	山 田	I-1-0596	急傾斜地の崩壊		様ヶ野-4	II-1-5122	急傾斜地の崩壊
	世加井	I-1-0597	急傾斜地の崩壊		蓑野-3	II-1-5126	急傾斜地の崩壊
	梶山小学校北	I-1-0598	急傾斜地の崩壊		田 中	I-1-0689	急傾斜地の崩壊
	尾 崎	I-1-2075	急傾斜地の崩壊		乙 守	I-1-0690	急傾斜地の崩壊
	寺柱-1	I-1-3221	急傾斜地の崩壊		毘沙丸-3	II-2-0362	急傾斜地の崩壊
	寺柱谷1	04-341-1-011	土 石 流		下新田	I-1-0712	急傾斜地の崩壊
	寺柱谷2	04-341-1-012	土 石 流		荒 場	I-1-0723	急傾斜地の崩壊
	寺柱谷3	04-341-1-013	土 石 流		高 崎 中	I-1-3272	急傾斜地の崩壊
					上新田-1	I-1-3273	急傾斜地の崩壊
				上新田-3	I-1-3275	急傾斜地の崩壊	
				高野谷	04-202-1-019	土 石 流	
三股町	山 田	I-1-0596	急傾斜地の崩壊		山 田	I-1-0596	急傾斜地の崩壊
	世加井	I-1-0597	急傾斜地の崩壊		世加井	I-1-0597	急傾斜地の崩壊
	梶山小学校北	I-1-0598	急傾斜地の崩壊		梶山小学校北	I-1-0598	急傾斜地の崩壊
	尾 崎	I-1-2075	急傾斜地の崩壊		尾 崎	I-1-2075	急傾斜地の崩壊
	寺柱-1	I-1-3221	急傾斜地の崩壊		寺柱-1	I-1-3221	急傾斜地の崩壊
	寺柱谷1	04-341-1-011	土 石 流		寺柱谷1	04-341-1-011	土 石 流
	寺柱谷2	04-341-1-012	土 石 流		寺柱谷2	04-341-1-012	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 328号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年4月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 城 市	深 谷	I-1-0533	急傾斜地の崩壊
	宮 前	I-1-0534	急傾斜地の崩壊
	西 岳 中	I-1-3175	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 329号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成24年 4 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県スポーツ施設 使用料	財団法人宮崎県 スポーツ施設協 会	平成24年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで

**宮崎県告示第 330号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成24年 4 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎港マリナー施設の 艇庫及びディンギー ヤードに係る使用 料（専用使用する場 合の使用料を除く。 ）	一般財団法人み やざき公園協会	平成24年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで

**公 告**

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条の 4 第 2 項の規定により、指定試験機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年 4 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 届出者の名称  
財団法人行政書士試験研究センター
- 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地  
東京都千代田区一番町25番地
- 変更しようとする年月日  
平成24年 4 月23日
- 変更の理由  
現事務所が狭あいでも事務作業を円滑に行うことが困難なため。

--	--